

睦沢町住宅用火災警報器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内で町がその一部を補助することにより、警報器の設置拡大を図り、火災被害の拡大を抑制することを目的に、睦沢町補助金等交付規則（昭和56年睦沢町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「警報器」とは、法令等による規格に適合し、日本消防検定協会が検査を行い、器具本体に検定合格（検定合格証票）の表示がなされている警報器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人。
- (2) 町税等を滞納していないこと。

(補助の適用)

第4条 補助金の交付対象となる住宅は、補助対象者が所有し、かつ、居住する住宅であること。

- 2 この事業による補助は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、警報器の購入価格（消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、10,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 睦沢町住宅用火災警報器購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 警報器の購入に係る領収書（補助対象者の氏名及び購入日の記載があるものに限る。）の原本
- (3) 日本消防検定協会の検定合格（検定合格証票）の表示部が確認できる警報器の写真
- (4) 設置後の警報器の写真
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(受付及び交付決定)

第7条 町長は、申請書兼請求書の受付を先着順に行うものとする。

- 2 町長は、受け付けた申請書兼請求書に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請書の受付を停止することができる。
- 3 町長は、前条の規定する申請書兼請求書を受理したときは、その内容を確認及び審査し、補助金交付の可否を決定し、睦沢町住宅用火災警報器購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（補助金の返還）

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の条件に違反したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。